# 広報用ひな形原稿（文字のみ）令和３年11月版

貴社もしくは貴法人において、広報誌やメールマガジン等で発行・送付する機会に、マイナンバーカードの取得促進について掲載いただける際に、以下のとおり、ひな形原稿を用意しましたので、ご活用ください。

# １ ひな形原稿（450 文字程度）

タイトル：メリットいっぱいマイナンバーカード

平成 28 年１月から利用が始まったマイナンバーカードですが、利活用の範囲が広がり、これからは手放せないカードとなってきました。

暮らしを便利にする点として、

１ 顔写真入りのため、本人確認書類（身分証明証）になる。

２ 全国のコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる。

※ 市区町村によってサービス内容が異なります。

３ 健康保険証としても使える！

４ スマートフォン、パソコンを利用して、オンラインで確定申告ができる。などのことができます。

　さらに今後は、スマートフォンへのマイナンバーカードの機能の搭載や運転免許証との一体化も予定されています。

マイナンバーカードを作るには、スマートフォン、パソコン、証明用写真機、郵便から申請ができますので、ぜひ早めに取得ください。（カードの受取については、新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、適切な時期に窓口に受け取りに来ていただくようにお願いします。）

申請方法の詳細については、ホームページ[（https://www.kojinbango-car](http://www.kojinbango-card.go.jp/)d.go.jp/kofushinse/）、リーフレットやパンフレットなどを御覧ください。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

# ２ ひな形原稿（200 文字程度）

タイトル：メリットいっぱいマイナンバーカード

マイナンバーカードの利活用の範囲が広がり、これからは手放せないカードとなってきました。マイナンバーカードを作るには、スマートフォンやパソコンなどから申請ができます。お問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル又は、住民票のある市区町村の窓口まで。

申請方法の詳細については、ホームページ[（https://www.kojinbango-card.go.jp/kofush](http://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/)inse/）、リーフレットやパンフレットなどを御覧ください。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178